

保健医療福祉情報システム工業会 殿

平素、医療情報化行政へのご協力賜っているところであるが、昨今、歯科において「電子カルテ」と称してレセコンから診療録を印字する装置が普及していると聞き及んでいる。

印字された書面をもって診療録とするに当たっては、歯科医師法、同施行規則等に定めるところに従うものであることは言うまでもないが、診療録を電子保存するに当たっては「真正性の確保」「保存性の確保」「見読性の確保」の三基準を満たすべきであり、これを満足しない装置を「電子カルテ」の名称を用いて販売することは混乱を招くものであるため、遺漏なき取り扱い方、貴会員及び関係者に周知されたい。

平成18年7月19日

厚生労働省医政局研究開発振興課  
医療機器・情報室